

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方への支援等について

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、今後の修学が経済的理由により困難になった場合は、震災・火災・風水害等に被災した場合に類するものとして、条件に合致すれば日本学生支援機構の家計急変による各制度を利用することができます。該当の方は内容を確認のうえ、学生生活課学生支援係までご相談ください。

詳細は日本学生支援機構のホームページを確認してください（本学ホームページにも該当ページのリンクを貼っています）。

掲載場所：トップページ → 学生生活 → 奨学援助 ▶ 日本学生支援機構奨学金・その他の奨学金

※日本学生支援機構緊急採用奨学金は、外国人留学生を対象としていません。

■ 日本学生支援機構 給付奨学金（家計急変）【修学支援新制度】 *学部生のみ対象

- (1) 支援対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生
 - *急変により減収となっても、家計基準および学業成績その他の給付奨学金採用基準を満たさなければ支援を受けることができません。
 - (2) 証明書類：通常の家計急変申込に必要な書類及び以下の書類
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者を支援対象とする、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書のコピー
 - ②家計急変後の年間見込収入に基づく「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」での結果表示画面を印刷したもの
 - (3) 留意事項：
 - *定期採用と並行しての申請はできません（予約採用など、審査済は可能）。
 - *申込時点で上記（2）①の公的証明書が発行されていない場合、ひとまず申請を行い、証明書は発行され次第提出してください。但し、証明書が提出されなければ採用されません。
 - *「給付奨学金（家計急変）の申込案内」は日本学生支援機構ホームページよりダウンロードできるほか、郵送も受け付けます。郵送受け取りの場合、レターパックライト封筒のお届け先欄に自身の住所・氏名を記入し、下記送付先へ請求してください。その際、請求する封筒の表に「日本学生支援機構 家計急変採用書類請求」と朱書きしてください。
- ◎送付先：〒630-8506 奈良市北魚屋西町 奈良女子大学 学生生活課学生支援係 宛

■ 日本学生支援機構 貸与奨学金（緊急・応急採用）

従前より実施する「家計急変による緊急・応急採用」の急変事由について、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少も対象となります。急変事由の証明及び急変前後1年間ずつの収入証明書が必要となります。申請希望者は下記までご相談ください。

【本件に関する問い合わせ先】

学生生活課学生支援係 0742-20-3550